

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	防府市重度心身障害者医療費助成要綱(昭和58年2月1日)に基づき、対象者に係る医療費の一部を助成している。 防府市重度心身障害者医療費助成要綱、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)及び防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第40号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①重度心身障害者医療費助成申請の受理等、事実についての審査、応答、福祉医療受給者証の交付等、当該助成の支給及び返還に関する事務
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第2項 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 ・第4条第1項(利用範囲) 別表第一の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第9号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 ・第4条第1項(利用範囲) 別表第一の4の項 ※重度心身障害者医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1,000人以上1万人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第14号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・第2条	1. 番号法 ・第19条第8号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 ・第4条第1項(利用範囲) 別表第一の4の項	事後	番号法の改正による根拠規定の修正
平成28年9月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 中谷 剛士	障害福祉課長 伊藤 浩二	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 伊藤 浩二	障害福祉課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検・内部監査	自己点検	事後	評価の再実施によるもの
令和4年7月7日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 ・第4条第1項(利用範囲) 別表第一の4の項 ※重度心身障害者医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第9号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 ・第4条第1項(利用範囲) 別表第一の4の項 ※重度心身障害者医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	法改正によるもの
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 8・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市健康福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	[9) 従業者に対する教育・啓発]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの